

第158回国立市情報公開及び個人情報保護審議会

日時 令和2年11月16日 午前10時から午前12時まで

会場 市役所1階 東臨時事務室

出席者 委員 石居 人也 委員 岸 敦子 委員 関口 八千代
委員 中川 律 委員 原田 泰孝
事務局 情報管理課長 林 晴子 情報管理課文書法制係長 稲山 愛
情報管理課文書法制係主任 林 勇樹
説明者 収納課長 毛利 岳人 収納課管理係長 菊本 恭平
職員課長 平 康浩 職員課課長補佐 赤尾 政則
職員課給与厚生係主事 宮澤 瑛
子育て支援課長 山本 俊彰 子育て支援課子育て支援係長 中島 慶亮

【原田会長】 おはようございます。ただいまから、第158回国立市情報公開及び個人情報保護審議会を始めたいと思います。

ではまず、事務局から資料の確認をお願いいたします。

【事務局】 (資料確認)

【原田会長】 よろしいでしょうか。

では、次第に沿って始めていきたいと思います。次第の2番のご報告をお願いいたします。

【管理係長】 (自己紹介)

資料3をご覧ください。今回報告させていただく事項は、口座伝送委託事業者の通信回線変更についてです。

現在、全庁的な口座振替業務につきまして、口座振替に係る個人情報データを、LGWAN回線を利用し、口座伝送委託事業者に提供し、委託事業者から各金融機関に個人情報データが伝送される方式を取っております。

まず、お手元の資料3の1ページ目をご覧ください。令和2年9月に、現在、口座伝送業務を委託しているAGS株式会社から、令和6年1月のISDN回線終了に伴う対応方針についての通知を受領いたしました。内容といたしましては、委託事業者と金融機関間で使用している回線を、ISDN回線からNTTデータが提供する閉域IP網であるAnswerDATAPORTに変更するという旨でした。具体的な変更時期については言及されておりませんが、現在委託している事業者がAnswerDATAPORTを使用することを決定したため、今回報告させていただきます。

具体的にどう変わるかにつきましては3ページと5ページをご覧ください。3ページ真ん中から少し右部分に記載されておりますように、現行では、委託事業者と金融機関の間でISDN回線を利用しています。こちらが、5ページの真ん中から少し右部分にありますように、AnswerDATAPORTに変わるということでありませう。

7ページをご覧ください。AnswerDATAPORTにつきましては、そちらに記載がありますとおり、閉域ネットワークでつながっていることで安全性を確保された伝送方式になっており、ゆうちょ銀行等、金融機関や他企業でも使用実績があるものになります。

私からは以上です。

【収納課長】 (自己紹介)

今、係長から、そもそものインフラでありますISDN回線が終了してしまうことに伴いまして、内容の変更についてご説明させていただきましたが、基本的な仕組み等が変わるということではなく、3ページが現行、5ページが変更ということをごさいます、ISDN回線から、より強固といいますか、より安全性が高まって、回線速度等も向上してという、AnswerDATAPORTという新しいサービスに置き換わるというものでございますので、業者とも打合せ等々重ねまして、問題なからうという結論を得たところでございます。よろしくお願いたします。

【原田会長】 本件は、昨年11月1日付けの答申で、伝送について諮問がかけられていたわけですが、そのときの付言で、委託業者が行う各金融機関向けのデータの伝送方式等に変更がある場合には、委託業者と十分に協議するよう努められたいというようなこともありましたので、今回の報告に至っているという理解でよろしいですか。

【収納管理係長】 はい。

【原田会長】 この件について委員の皆様からご意見、ご質問等ございますか。

【関口委員】 1つよろしいですか。

【原田会長】 はい。

【関口委員】 この件、当時の諮問のときにも、ISDN回線、AnswerDATAPORT回線のところが、国立市の責任範囲ではないにしても、委託先のところは十分吟味する必要があるという助言をさせていただいたのは記憶していまして、システムが変更になるときに、こうやってきちんと委託先と確認をして、安全性を確認して進めるというのは非常に重要なことだと思いますので、今後とも変化があれば同じように確認いただければと。こちら問題ない回線かなと思いますので、引き続きお願いできればと思います。

【収納課長】 ありがとうございます。

【原田会長】 ほかによろしいでしょうか。

では、こちらは報告を受けたということで、終了したいと思います。

【原田会長】 では次第の(3)番、「法定調書(源泉徴収票等)及び給与支払報告書の伝送等義務化に伴い、地方税ポータルシステム(eLTAX)を使用して、これらの調書等の個人情報ファイルを税務署及び各自治体に送信することについて」、国立市個人情報保護条例第12条第1項ただし書の規定に基づく諮問ということになります。

では、まず担当課からご説明お願いたします。

【職員課長】 (自己紹介)

今回、法定調書及び給与支払報告書の伝送義務化ということで、平成30年度の税制改正に伴って、税務署に提出する法定調書と地方自治体に提出する給与支払報告書を電子データで送るということになりまして、そのことについてご意見を賜りたくお時間いただいております。

内容につきましては、課長補佐の赤尾からご説明させていただきます。よろしくお願いたします。

【職員課課長補佐】 (自己紹介)

お手元に配布させていただいた資料に基づいて、少しかいつまみながらご説明させていただければと思います。

諮問書をめくっていただいた資料1-2をご覧くださいと思います。「法定調書及び給与支払報告書の伝送義務化について」ということで、先ほど来申し上げておりますとおり、平成30年の税制

改正によって義務化になりまして、今回諮問させていただく内容でございます。

図1というのが中段にあると思います。こちらをご覧くださいと思います。概要のところを書いてありますとおり、令和3年、次の1月以降に提出する給与支払報告書又は公的年金等支払報告書については、前々年における給与所得又は公的年金等の源泉徴収票の提出すべき枚数が100枚以上であるときは、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられましたと記載がございます。今までこれは、1,000枚以上の場合には義務だったところが、改正によって100枚以上となりまして、国立市もeLTAXで提出をすることが義務付けられたという次第でございます。

その下、2番のところの一番下です。では実際に国立市がどの程度、法定調書を出しているか、(参考1)というところがございますが、令和元年度で申し上げますと440枚、かつこ内は給与支払報告書といって、地方自治体に出すほうでございます。こちらは2,000枚ぐらい出しておりますけれども、税務署に、国に出すものは400枚と少しということで、1,000枚の基準には引っかけられなかったところ、100枚の基準で引かかるようになった次第でございます。

おめくりいただきまして、3番、「提出方法について」でございます。提出方法は、光ディスク、いわゆるCDとかDVDとか、そういったものによるか、もしくは伝送、電子的にメールのような形で送るか、どちらかということになっております。CD等で送りますと、やはり郵送費等もかさみますので、私どもとしては伝送、電子情報処理組織を使用した提出にしたいと考えてございます。

用語の整理として、e-TAXとeLTAXというものをここで簡単に整理させていただいております。税務署に提出するときには、e-TAXというシステムが整備されていて、地方税、各自治体に送るものはeLTAX(エルタックス)というもののシステムが整備されてございます。どちらを使ってもよろしいのですが、電子提出の一元化ということで、平成29年のときに一元化されましたので、eLTAXで今回はやらせていただきたいと思っております。

eLTAX、今まではインターネットを使ったもので、少しセキュリティ面に不安もあったのですが、現在はLGWANの中で完結するような仕組みになってございまして、その意味でセキュリティ面も考慮しているかなと考えております。

4番、「eLTAXについて」というところで、先ほど申し上げましたとおり、今回、eLTAXを使わせていただく形になってございます。eLTAXはあくまで情報の伝送路といえますか、ルートでございまして、言うなれば郵便局のような形で、この中に電子データが残ってしまうようなことはない仕組みとなっております。

少し飛ばしますが、次のページの(3)「データ提出までの流れ」というところをご覧くださいと思います。現在、今回出すような給与の支払報告書に係るデータというのは、職員課で情報系のネットワークの中で作っているデータにいます。これは既に皆様にご了解をいただいて、個人情報ファイルを作成させていただいて、人事給与システムというシステムの中で情報保管をしております。今までは、ここから紙で打ち出して、紙を郵送しておったところですが、今回の伝送化ということで、PCdeskというソフトを介しまして、eLTAXに送信していく。eLTAXがそこから各自治体であるとか、税務署にデータを振り分けて送信していくという形になってございます。

ここですみません、補足がございます。書いてはいないのですが、職員課の人事給与システムからのみ情報がPCdeskに行くかのような矢印になっておりますが、もう一つ、会計課で財務会計システムの中に持っています謝礼という支払に関する情報は、別のシステムで管理をしております。同じく情報系の中にあるシステムはございますが、そのデータも同じような形でPCdesk

に、これは職員課が取りまとめて送らせていただく形になります。書き漏れ、失礼いたしました。

5番でございます。5番は補足になりますけれども、職員課の人事給与システムであるとか、先ほど申しあげました会計課の財務会計システムというところで、現在も個人情報ファイルを作成していますという内容でございます。そのことにつきましては、以前にこちらの個人情報保護審議会において可という形で答申をいただいております、それ以降、作成させていただいているものでございますので、今回の諮問には、ここは含めず、あくまで伝送することについてのみということでの諮問とさせていただきます。

6番、「情報セキュリティ対策」でございます。(セキュリティに関する説明)

雑駁でございましたが、説明としては以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【原田会長】 ありがとうございます。では審議に入りたいと思います。まず委員の皆様からご質問やご意見がございましたら出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

【中川委員】 ありがとうございます。幾つか質問がありますが、これは役所の中では厳しくなったということですね。提出しなければいけない条件が100枚から。

【職員課課長補佐】 そうですね、義務化ということで、厳しくなったということです。

【中川委員】 「基準が引き下げ」という言葉遣いをされているので、これは一般的にこういう言い方でよろしいのでしょうか。

【職員課課長補佐】 そうですね、枚数が1,000から100になったので、要件を引き下げというような表現でさせていただきました。

【中川委員】 緩められたようなニュアンスを最初は受け取ってしまったので。

【職員課課長補佐】 そうですね、誤りではないとは思っておりますけれども、確かに分かりにくかったとは思いますが。この理解としては、中川委員のご理解のとおりでございます。

【中川委員】 厳しくなったということですね。

【職員課課長補佐】 おっしゃるとおりでございます。

【中川委員】 あと、個人情報保護条例の12条1項ただし書というところですが、電子計算組織を利用する個人情報については基本的に、原則的に使ってはいけないというようなことになっていて、審議会で意見を聴いて、必要があると認める場合はできるという規定になっています。1点目が、公益上特に必要があると認める場合と書かれているのですが、今回、公益上特に必要があると担当課としてお考えになっている部分は、費用の点についてご説明があったかと思うのですが、そういう認識というようなことで間違いないでしょうかということと、2点目が、規則で定めるときはこの限りではないと書かれているのですが、今回、規則に当たるものというのはどれになるのかということをお教えいただければと思います。

【職員課課長補佐】 まず1点目からお答えさせていただきたいと思います。公益上の必要性という判断でございますけれども、まず、一番大きくは、今回義務化されたというところでございます。今までの紙媒体ということは不可とされていますので、これは公益上というか、法令上、そうせざるを得ないところと思っています。

そういった中で、光ディスクではなくて、伝送という仕組みを採用させていただきたい理由としては、ご指摘のとおり、光ディスクを買ったり、郵送だったりの金銭的なものと、あとはそこにかかる事務コスト、その辺を考慮しまして、公益上、余計なというのがいいかどうか分かりませんが、そう

いうコストをかけるよりも、伝送化のほうがよろしかろうと考えたところでございます。

あともう一つ、郵送の関係でございますと、紛失とか郵便事故といったリスクもありますので、そのリスクと照らし合わせたときに、こちらのほうがより優れている方法だと市としては考えてございます。

【事務局】 2点目につきましては、事務局から説明させていただきます。2点目の規則で定めるときというところですが、こちらにつきましては、今回の諮問につきまして、審議会のほうで可とするという答申をいただきましたら、その後、情報管理課で規則に規定を加える手続を取らせていただきます。

【中川委員】 1点目については、法令上義務化されたからというようなことが一番大きな理由だということですが、一応この個人情報保護条例の12条の解説等が書かれている部分を読みますと、32ページの2段落目のところに、個人情報の電子計算組織による結合を原則として禁止し、法令の規定によるものであっても、個人情報を電子計算組織により結合することで利用の範囲を拡大し、さらに漏洩等の危険が高まることから、審議会の意見を聴いて限定的に認めるというような取扱いに定められていて、法令の規定によるものであってもという形で、原則的に法令上求められるものであっても、公益上、特に必要が認められることがない限り、今回は郵送ではなくてeLTAXを使用してということになるので、eLTAXを使用するということの固有の公益上の理由ということに焦点を絞って説明をしていただく必要があるかなと思うんですが、その点は、今のお答えですと、特にコスト面という認識でお考えになっているといったことでよろしいのでしょうか。

【職員課課長補佐】 そうですね、コスト面と、あと少し、最後、補足的に付け加えましたとおり、郵送、郵便事故等の、そういったもののリスクということの2点とっております。

【中川委員】 分かりました。

【職員課長】 今、ご指摘いただいたように、やはりeLTAXという地方自治体であったり、税務上の仕組みというのが今、整備されている中で、やはりこういったシステムは利用者が増えていくことで、全体としての効率性や適切性が担保されていくという中で、行政のデジタル化が今、大きく求められている中で、これをきちんと利用していくことにも1つの公益性があるというようには考えます。

【中川委員】 分かりました。

【原田会長】 ほかによろしいでしょうか。

【関口委員】 幾つか質問させていただいてよろしいでしょうか。eLTAXの仕組みのところ、少し確認させていただきたいのですが、最初、PCdeskというソフトウェアを使いますと書いてあるところに、無料ソフトウェアと書いてあったのですが、今ご説明を伺っていると、これは無料、費用はかからないものであっても、eLTAXの提供業者が保守・管理をしていて提供しているソフトだというご説明ありましたが、その認識で大丈夫でしょうか。

【職員課長】 はい、おっしゃっていただいたとおりです。

【関口委員】 何を気にしているかという点、一般的に無料のソフトウェアとかは不具合があったり、セキュリティ上問題があったときに、きちんと管理されていないと、そのままアップデートされなかったりするリスクがあるので、この無料ソフトウェアはそういうものではなくて、きちんとeLTAXの通信と併せて、保守・管理・運営されているので問題ないと理解して大丈夫ですか。

【職員課長】 そうですね、eL TAXのところ、そちらからダウンロードする仕組みにもなっておりますし、また今回、eL TAXの一元化というのもありましたので、その中でバージョンアップもされております。それに関しても、ホームページ上にeL TAXの地方税共同機構のところでのホームページで随時更新されていく形なので、おっしゃるとおり保守・運営はされています。

【関口委員】 (セキュリティに関する質疑)

【職員課長・職員課課長補佐】 (応答)

【原田会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは答申の取りまとめに入りたいと思います。お1人ずつご見解を伺えればと思いますので、お願いいたします。では岸委員からお願いいたします。

【岸委員】 法律ということもありますので、必要だということは分かりますし、セキュリティ面、ほかの委員の先生方がご指摘した面、しっかり留意していただくのであれば、お認めしてよろしいのではないかと思います。

【原田会長】 石居委員、いかがでしょう。

【石居委員】 私も必要性、公益性、ともに認められると思いますので、お認めしてよろしいかと思ひます。

【原田会長】 中川委員お願いします。

【中川委員】 よろしいかと思ひます。

【原田会長】 関口委員お願いいたします。

【関口委員】 必要性は十分認められますのでよろしいかと思ひます。運用開始までに、先ほど申し上げた運用の整理だけはきちんとされてください。

【原田会長】 ありがとうございます。私も皆さんと同じように、必要性、公益性、ともに認められると思ひますので、本件についてはお認めしてよろしいかと思ひます。

では、答申はお認めするという形でまとめさせていただきます。ありがとうございました。

【原田会長】 それでは次第の4番、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、出産した子どもの育児をする子育て世帯を支援することを目的として、新生児への特別定額給付金を給付する事業を実施するに当たって、個人情報目的外利用等について、国立市個人情報保護条例第9条第1項第4号及び第4項ただし書の規定に基づく諮問ということになります。

それではまず、担当課からご説明お願いいたします。

【子育て支援課長】 (自己紹介)

【子育て支援係長】 (自己紹介)

それでは、説明は私からさせていただきます。資料につきましては、資料ナンバー2-2を使いますので、こちらをお手元にご用意いただければと思ひます。

それでは、新生児への特別定額給付金の事業につきまして、補足を加えながら説明をしていきます。まず1ページの1、事業の概要についてでございます。本給付金事業は市の独自の事業として、新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえまして、出産した子どもの育児をする子育て世帯を支援することを目的に、令和2年4月28日から令和3年3月31日まで生まれた子どもを対象に、10万円の給付金を給付する事業でございます。令和2年4月28日以降に生まれた子どもを対象にする理由といたしましては、本年4月に全国一律で実施されました1人当たり10万円を給付する国制度の

特別定額給付金の給付対象が、令和2年4月27日までに生まれた方が対象であることから、4月28日以降に生まれた子どもにつきましては、この対象から外れるため、本事業における給付金において、給付の対象にしているところでございます。

続きまして、2の諮問の理由についてでございます。本事業の実施に当たりまして、児童手当受給者とこどもの医療費助成制度の助成を受けている方、つまり本給付金の給付対象児童の父又は母になりますが、こちらの方々の情報を目的外利用することにより、給付を正確かつ迅速に行うことができると考えております。

続きまして、3番の給付金の給付時期等についてでございます。給付時期などにつきましては記載のとおりでございますが、給付対象者につきましては重点的にご説明を申し上げます。本給付金の算定対象となる児童でございますが、先ほど申し上げたとおり、令和2年4月28日から、令和3年3月31日までに生まれた新生児が対象でございます。この給付金を受け取るのは、その父又は母になります。

給付対象者の要件等につきましては別表にまとめておりますので、3ページをお開きください。対象者の区分によって申請方法が異なりますが、共通する点といたしましては、令和2年10月29日時点において、給付金の算定対象となる新生児が国立市に住民票があることでございます。このため、10月29日より前に国立市を転出した場合には、この給付金から外れるところでございます。なお、10月29日に設定した理由につきましては、この給付金に関する補正予算がこの日に成立したことによります。

それでは給付対象者の区分ごとに説明をいたします。

まず、この別表番号の1と2番の、新生児の父又は母が国立市から児童手当を受けている場合でございます。児童手当の受給者につきましては、さらに新生児が出生の日から国立市に住民票があるかどうかにより、申請方法を異にしております。新生児の住民票が国立市にある場合については、対象者から申請書を頂くことはございません。必要な情報を目的外利用することにより、市から対象者に給付金を給付する旨を通知いたしまして、対象者から給付金を辞退する申出がない場合は、給付金を受け取る意思があると判断いたしまして、把握している児童手当の銀行口座に給付金を振り込みます。

反対に、出生の日に国立市に住民票がない場合、つまりほかの市区町村で生まれて、その後国立市に転入してきた場合になります。この場合には、市から給付金の案内と、その申請書を送付して、申請書を対象の方から受理してから、指定の銀行口座に振り込みます。申請書を必要とする理由につきましては、本給付金と同様の給付金の受給の有無をご申告いただく必要があるためでございます。今回私たちが実施する給付金につきましては、ほかの自治体から既に同様の給付金を受給している場合は、その限度において給付しないものとしております。このため、出生の日に国立市に住民票がない新生児については、既に出生したときの自治体から同様の給付金を受給しているおそれがあるため、申請書中にその受領の有無に関する欄を設けまして、その旨をご申告いただきます。

この受給の有無については、市から出生したときの自治体に照会をかけます。なお照会することについては、申請書に同意文を記載してございます。

次に番号の3、こども医療費被助成者についてでございます。新生児の父又は母の中には、公務員であるため、国立市から児童手当を受給していない方もいらっしゃいます。児童手当は法律上、公務員の方につきましては、勤務先の官公庁から児童手当を受給しているためでございます。こういう方々につきましては、保有している医療費助成に関する情報を目的外利用することにより、新生児の父又

は母であること、そのため、本給付金の対象であることまでは確認できますが、このこども医療費助成の制度上、助成対象者の銀行口座は、手前どもでは把握しておりません。このため、この区分の対象の方には、先ほどと同様に、市から給付金の案内とその申請書を送付させていただきまして、給付金の振込口座を記載した申請書を受理してから指定の銀行口座に振り込むことといたします。

次に、この表の※印の1つ目について、補足で説明をいたします。令和2年10月30日以降に生まれたお子様や、10月30日以降に国立市に転入してきた新生児の父や母につきましては、申請書を頂くことといたします。この方々につきましては、必ず出生や転入のタイミングで、児童手当やこども医療費助成の申請をする関係で、必ず我々の係にお越しいただくことになっております。このため、その際に本給付金の申請書もご提出いただくことにいたします。なお、この方々につきましては、先ほど申し上げました既存の児童手当受給者だったり、こども医療費の助成者と異なりまして、特段、保有している個人情報の目的外利用はしないのですが、事業内容に関わる部分ですので、ご参考までにご説明を申し上げました。別表に関する説明は以上でございます。

それでは2ページにお戻りください。4番の、目的外利用をする個人情報についてでございます。記載のとおりでございますが、性別等が必要な理由につきましては、対象の方に同姓同名の方がいるおそれもあることから、給付対象者を正確に把握するために、この情報も必要と考えておるところでございます。

続きまして、5番の目的外利用及びその理由について、本人通知を行わない理由についてでございます。対象者に送付する案内文などから、国立市が児童手当などの個人情報を利用することについて対象の方が容易に推測できるため、個人情報保護条例の規定に基づく本人通知を行うまでの必要がないと考えるためでございます。

最後に、5ページからの資料についてでございますが、本給付金の実施要領などを添付しております。こちらにつきましては、おおむね説明させていただきましたので、改めてのご説明は割愛いたします。

説明は以上でございますので、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

【原田会長】 ありがとうございます。では審議に入りたいと思います。委員の皆様からご意見、ご質問等、お出しいただければと思います。これも前回、前々回、同種の給付金の関係で、同様の扱いを審議したかと思うのですが、コロナ対応の1つという理解でよろしいですか。

【子育て支援係長】 おっしゃるとおりです。

【関口委員】 目的外利用する個人情報の中身ですけれども、氏名、生年月日、性別は、新生児の個人情報でしょうか。ご両親の個人情報は含まれますか。

【子育て支援係長】 新生児の個人情報と、あとはお父様、又はお母様を目的外利用をする対象に含めております。

【関口委員】 では、氏名と、生年月日は新生児の生年月日ですか。氏名はご家族皆さんですか。

【子育て支援係長】 この児童手当受給者というのが、お父様かお母様になるので、例えば新生児のお父様が児童手当受給者であれば、その方についてだけしか銀行口座の情報は使いません。生年月日については、先ほど少し申し上げましたが、同姓同名の方がいることがありますので、その判別につきまして、やはり生年月日の情報は必要でございますので、その情報については新生児とお父様、お母様の情報も使う予定でございます。

【関口委員】 情報として取り過ぎだとか使い過ぎだと思って言っているつもりはないんですけど、

ご家族の父、母、新生児の、誰のどの情報を利用するかというのはきちんと管理されておいたほうがいいかと思ひまして、確認させていただきました。氏名は受給者本人なので父か母で、生年月日も父か母でしょうか。

【子育て支援係長】 氏名につきましては、お子様と、その児童手当の受給者の父又は母も使いますし、生年月日につきましても同様に新生児も使いますし、その受給者であるお父様又はお母様も使う予定でございます。

【関口委員】 分かりました。ありがとうございます。

【原田会長】 ほかにいかがでしょうか。

【石居委員】 3ページの区分の2に当たる方についてですけれども、先ほどご本人から案内文に基づいて申請書を提出していただく。そのときに、従前の住民登録自治体での受給の有無を申告していただくという話があったと思うのですが、それに基づいて、国立市役所から従前の登録自治体に照会をかけるというのは、ご本人から申告や申請があった段階でその照会をかけるということになるのか、その辺りはどうなるのでしょうか。

【子育て支援係長】 申請があつてから照会をかけるようにいたします。一応、申請書の様式もつけてございまして、17ページでございます。17ページ、申請書の1の申請者の枠の下のところに、「新生児に対する他の自治体での同様の給付金の受給の有無」という欄がございまして、その下のところに同意事項として、ほかの行政機関に照会することもありますという旨を書いてありますので、これを頂いてからではないと、我々としても照会できないところなので、必ずご申請を頂いて、この同意を取ってから確認の作業はさせていただきます。

【石居委員】 分かりました。ありがとうございます。仮にご本人がなしと申告されても確認はされるのでしょうか。

【子育て支援係長】 そうですね、ない旨の確認は必要ですので。

【石居委員】 分かりました。ありがとうございます。

【岸委員】 今回の関連して、一番最後につけていただいた様式は、別表で言うと2番と3番の方が記入するというところでよろしいでしょうか。

【子育て支援係長】 そうですね、おっしゃるとおりでございます。

【岸委員】 はい。1番の申請が不要の方々に対しては、具体的には、もうある程度、情報が記入されたものをお送りして、これでよろしいですね等の方法になるということでしょうか。

【子育て支援係長】 そうですね。特段、この1番の方からは申請書はもらわず、こちらから、受給者の方の児童手当の銀行口座に給付金を振り込みますという意味表示の通知文を送らせていただいて、特段、辞退したいだとか、そういった申出がない限り、申請書等は頂かずに、こちらで把握している児童手当の口座にお振り込みするような形を取る予定でございます。

【岸委員】 この4番の目的外利用する情報とかも、その一番最初にお送りするものを書いてお送りするという感じですか。

【子育て支援係長】 そうですね。支給対象児童なども、書けるところについては記載の上、通知をしたいと考えておるところでございます。

【岸委員】 5番にも関わるのですが、そのこの通知文の中に、児童手当や子ども医療費助成制度に関する個人情報を利用していることが分かるような案内文、そういう情報に基づいてこのご案内をお送りしておりますとか、そういうことが書かれるということですか。

【子育て支援係長】 そうですね、はい。

【岸委員】 分かりました。ありがとうございます。

【原田会長】 ほかの方はよろしいでしょうか。

そうしましたら答申のとりまとめに入ろうと思います。お1人ずつご見解をお聞きしたいと思いますのでお願いいたします。

では、関口委員からよろしいですか。

【関口委員】 はい。十分に必要性が認められますのでお認めしてよろしいかと思えます。

【原田会長】 中川委員、よろしくお願ひします。

【中川委員】 よろしいかと思えます。

【原田会長】 石居委員、お願ひします。

【岸委員】 私も同じくお認めしてよろしいかと思えます。

【原田会長】 岸委員、お願ひいたします。

【岸委員】 お認めしてよろしいかと思えます。

【原田会長】 私も同意見ですので、お認めしてよろしいかと思えます。

では、答申はお認めするという形でまとめさせていただきますけれども、一連のコロナ禍の同種事案で、全て同様の付言をしておりますので、個人情報の取扱いについて適切に管理・運用されるよう努められたいということも付言に加えたいと思えます。ありがとうございました。

【原田会長】 では、引き続きまして次第の5番以下の報告事項に入りたいと思えます。

【事務局】 それでは次第の(5)「個人情報取扱業務登録(変更)の報告について」でございます。資料は4-1及び4-2でございます。こちらの業務登録が2件でございます。7月に諮問しましてお認めいただきました、子育て支援課のコロナ緊急対策としてのひとり親家庭支援事業の4-1が都制度分、4-2は国制度分の業務登録となります。諮問事項となりますので説明は省略させていただきます。

続きまして、次第(6)「個人情報取扱業務外部委託登録の報告について」でございます。資料が5-1及び5-2、登録が2件でございます。5-1は認知症に関する普及啓発と検診の案内を行うため、検診のお知らせ等の封入封緘作業を委託するものでございます。委託に関する個人情報の項目といたしましては、対象者の氏名、住所となります。

続きまして5-2は、特定検診の受診率の向上のため、不定期受診者に対し、過去の検診結果等を分析し、それぞれに合った受診勧奨を行うとともに、未受診者に対しても受診勧奨を行うものでございます。個人情報の項目といたしましては、登録書に記載のとおりとなっております。

続けてよろしいでしょうか。それでは(7)「個人情報目的外利用等届出の報告について」でございます。はじめに、本日机上に配付させていただきました資料6-32になりますが、前回、7月の審議会の際にご質問をいただいた件で回答が保留となっていた分でございます。ご質問につきましては、情報の提供方法が、文書送付と磁気テープ等送付の2種類となっております、その理由といったご質問をいただいております。こちらにつきましては、提供する情報によって、提供方法が異なるために2種類の記載となっております。情報のうち、名簿作成に必要な介護認定情報、こちらはCSVファイルの取り込みによるものでございますが、もう一方の、在宅人工呼吸器使用者情報につきましては、そういった仕組みがないため、紙での提供となるといったことでございました。

【原田会長】 この点は関口委員からのご質問ですが、よろしいでしょうか。

【関口委員】 そうですね。理解しました。ありがとうございます。

【事務局】 それでは資料6-1からとなります。目的外利用等が34件ございました。少しまとめて説明させていただきますと、資料6-1から6-10でございますが、こちらはいずれも市都民税の課税業務でございまして、対象者の所得情報等について回答したものでございます。いずれも年度内に同一類型の利用等が見込まれるものとして、利用等の期間を年度末までとしております。

6-1は、児童福祉施設入所に係る保護者負担金決定のため、児童福祉法及び本人同意に基づきまして、三重県児童相談センターに提供したものでございます。

続きまして6-2は刑事訴訟法に基づく捜査照会に対する回答でございます。千葉県市原警察署に提供しております。こちらの照会目的は、振込詐欺事件の容疑を固めるためと確認してございます。

続きまして6-3から6-5まで、それから飛びますが6-7でございます。これは子育て支援課の各事業の実施に当たりまして、本人同意によりまして所得状況等について実施機関内部で利用するものでございます。いずれも利用等の期間を年度末までとしております。

飛びまして6-6です。こども医療費助成の実施のための照会に対しまして、本人の同意に基づき神戸市に回答をしたものでございます。

続きまして6-8でございます。県税の調査及び滞納処分のための照会に対しまして、地方税法に基づき宮城県県税事務所に回答したものでございます。

続きまして6-9が国税滞納処分のための照会に対しまして、国税徴収法に基づき立川税務署に回答したものでございます。

続きまして6-10は高等学校等就学支援金の支給決定のための照会に対しまして、本人同意に基づき東京都生活文化局に回答したものでございます。

続きまして6-11及び6-12でございます。軽自動車税課税等の業務で、対象車の所有者情報について回答したものでございます。いずれも利用等の期間は年末までとしています。

6-11は刑事訴訟法に基づく捜査照会に対して東京地方検察庁に回答したものでございます。照会目的でございますが、交通違反事件に係る車台の特定のためということで確認してございます。

6-12は撤去した原動機付自転車について損害賠償を検討するためとして照会があったため、本人の同意に基づき立川市に回答したものでございます。

続きまして6-13は固定資産税の課税業務でございます。都税の徴収のための資産照会に対しまして、地方税法に基づき東京都に回答しております。目的外利用等の期間は年度末までとしています。

続きまして6-14から6-16まででございます。滞納整理業務でございまして、対象者の滞納整理状況等について回答したものでございます。いずれも利用等の期間を年度末までとしております。

6-14は事実の調査のための照会に対し、出入国管理及び難民認定法に基づき東京出入国在留管理局に回答したものでございます。

6-15は国税等の滞納処分の検討のための照会に対しまして国税徴収法に基づき立川税務署に回答したものでございます。

6-16は国民健康保険料の滞納整理のための照会に対しまして、国民健康保険法に基づき、名古屋市に回答したものでございます。

続きまして6-17及び6-18は市税収納事務でございます。市で行う各補助金交付事業の実施に当たりまして、本人同意により市税の納付状況を実施機関内部で利用するものでございます。いずれも利用等の期間は年度末までとしております。

続きまして6-19でございます。職員給与等支給業務でございます。国民健康保険及び社会保険の重複加入の有無の確認のための照会に対しまして、国民健康保険法に基づき、保険の加入期間について世田谷区に回答したものでございます。

続きまして6-20は職員給与等支給業務でございます。生活保護の決定等のための照会に対しまして、生活保護法及び本人の同意に基づき、対象者の給与の支払状況について回答したものでございます。実施機関内部の利用となります。

続きまして6-21は罹災証明等発行業務でございます。災害義援金の配分を被災者へ行うため、対象世帯の罹災証明発行の有無及び名簿を本人の同意に基づき実施機関内部で利用したものでございます。利用等の期間は届出書に記載のとおりとなっております。手続に一定の期間を要するため、この記載の期間となっております。

続きまして6-22は拠出制年金の業務でございます。国民健康保険税課税業務などに必要なため、国民健康保険法に基づき年金情報を実施機関内部で利用するものでございます。利用等の期間は年度末までとなっております。

続きまして6-23及び6-24は生活保護決定調書関係業務でございまして、対象者の生活保護の受給状況について回答したものでございます。いずれも利用等の期間を年度末までにしております。

6-23は国民健康保険料の徴収のための照会に対しまして、地方税法及び国税徴収法に基づき中央区に回答したものでございます。

6-24は滞納処分のための照会に対しまして、国税徴収法に基づき立川税務署に回答したものでございます。

続きまして6-25は生活保護法決定調書関係業務でございますが、学校給食費の支払状況の確認のため、生活保護受給世帯に属している就学児童の情報を世帯主の同意によりまして、給食センターに提供したものでございます。利用等の期間は年度末までとしております。

続きまして6-26はひとり親・女性相談業務、生活困窮者への自立支援に関する相談業務でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付の実施のための照会に対しまして、対象者の就労状況等について、本人の同意により、国立市社会福祉協議会に提供してしております。利用等の期間は年度末までとしております。

続きまして6-27は介護保険給付事業でございまして、高額障害福祉サービス等給付費の算定のため、対象者の介護給付費等の額につきまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、実施機関内部で利用するものでございます。利用等の期間は年度末までとしております。

続きまして6-28は介護保険給付事業でございまして、市内の移動困難者・移動制約者を支援するに当たってアンケート調査を実施するため、要介護・要支援の認定情報について審議会の答申を得まして、実施機関内部で利用するものでございます。利用等の期間は年度末までとなっております。

続きまして6-29は保育所入所措置業務でございまして、刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、対象者の就労状況について千葉県市原警察署に回答したものでございます。照会目的でございますが、対象者が給付金詐欺事件に関与している可能性があつて、給付金の対象者となる者か判断するためということで確認してございます。

続きまして6-30及び6-31でございます。児童手当等の業務でございまして、子育て支援課が実施いたします各事業の実施に当たりまして、児童扶養手当受給者の認定状況について審議会の答

申を得て実施機関内部で利用するものでございます。利用等の期間は年度末までとしております。

飛びまして6-32でございます。児童手当等の業務で、水道料金の減免のための照会に対しまして、対象者の児童扶養手当受給状況について、本人の同意に基づき東京都水道局に回答したものでございます。利用等の期間は年度末までとしております。

続きまして6-33は児童手当等の業務で、社会福祉協議会が実施いたします、ひとり親家庭を対象とする給付事業の実施のための照会に対しまして、対象者の児童扶養手当の受給状況につきまして、本人の同意に基づき、国立市社会福祉協議会に回答するものでございます。利用等の期間は年度末までとしております。

最後に6-34でございますが、学校安心安全カメラ管理運用業務でございます。刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、学校敷地内に設置した安心安全カメラの記録データを立川警察署に提供しております。照会目的でございますが、窃盗事件の捜査ということで確認してございます。対象となったのは3時間程度でございます。学校において教育委員会立会いの下に閲覧をしてもらいまして、捜査上必要と判明したためその部分に絞って提供に至ったというものでございます。

以上でございます。

【原田会長】 ありがとうございます。次第(5)(6)(7)、まとめて報告いただきましたけれども、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

【中川委員】 毎回、刑事訴訟法等の提供業務について、理由確認等をしていただいているようですので、今後も引き続き、運用を慎重にしていいただければと思います。

目的外等に関する期間について確認なんですけども、捜査機関等に対する情報提供についても、提供日だけではなくて期間が年度末まで設定されているということですが、この考え方として、どのような考え方、複数回にわたって提供するからというようなことなんですか。

【事務局】 やはり同じように、年度内に同一類型の利用等が見込まれるということで、期間を定めて扱わせていただいております。

【中川委員】 違う事件においてということ、事案によってという。

【事務局】 そうです。同一類型の考え方、整理に基づいて行っておりますので、確かに事件はそれぞれ異なるかと思いますが、順番にいきますと、登録業務、あとは提供の根拠、それから提供先ですか。

【中川委員】 これで同一類型と判断するという。

【事務局】 そうですね。

【中川委員】 それですと、捜査等の場合には慎重を期すという観点から言うと、様々性質の違う事件等について、回答いただける範囲で説明をしていただく必要があると思うので、1つの事件において必要性が認められたことをもって、その後、同一業務名称、根拠、提供先というような観点から、その年度にわたって情報提供するというのは、必ずしも慎重な運用とは言い難いのではないかと考えるのですが。そのような、慎重を期する必要がある個人情報の目的外利用等に関しては、対象期間を、同一類型というような広い形で年度末まで認めるのではなく、個別案件ごとに判断していくことも必要ではないかと思いますが、いかがでしょう。

【事務局】 審議会での考え方になるのかと思います。一応、初回のときに、所管課で適切に運用しているということは確認ができますので、あとはその所管課の責任において、同じように引き続きやってくださいというような考え方に立ってはいるのですけれども。

【原田会長】 この期間の定め方については審議会で議論したことはありましたか。

【事務局】 たしかお諮りして。はい。

【原田会長】 ここ数年内の話でしたか。

【事務局】 三、四年前かと思います。

【中川委員】 何か先々回ぐらいのこの審議会でも、たしか関口委員から、何か期間の考え方について、少し慎重にしたほうがいいのではないかというようなご意見が。

【関口委員】 それは、目的外というものが毎回たくさんで、おっしゃることはごもっとも思いますが、提供を済んだものについて報告受けているので、その目的外利用を毎年毎年更新していくのであれば、それは目的外ではなくて、目的に含めるべきではないかというような意見をしたことがあるのは記憶しています。おそらく事務手続が非常に多いと思うので、同一類型は、1回出したら毎回出すよりも、年度内という期限を決めて、事務手続を簡素化したいという、役所の目的、事務手続簡略化という目的も理解はできる場所ではあるんですけども、個人情報保護審議会では、もう届出と提供した後の報告を受けているので、運用に則って、先人の方からやっていることだと思うので、否定すべきではないんですが、どういうところかなと思うことはなくはないんですが、ルールに乗っ取って実施されているのかなというところと、確かに刑事事件のものは、特に留意すべきというのもありつつも、刑事訴訟法197条第2項の提供は、結構、ほかのところもよく聞くので、法律はあまりよく知らないですが、一般市民の義務として協力すべきものという前提に立っているのかなとは思いますが。

【中川委員】 この197条というのは、先回も、先々回ぐらいもお話になりましたが、基本的に任意規定と理解されているものでして、警察庁のほうとして、捜査に協力してほしいので、ご協力願える範囲で協力してくださいというような、そういう趣旨の規定で、刑事訴訟法では、必要があれば捜索・押収の令状を取って強制処分できるんですけども、それも様々な手間かかりますので、それをする以前に、こういうような形で、任意での情報提供を求めるといったようなことが一般的に行われているようなんです。

そう考えますと、刑事捜査機関としては、ある種、協力が仰げる範囲で提供を求めるといったことは、強制処分とは違って、裁判所が捜査の必要とかを判断しないというようなことになるので、非常に捜査機関の、変な言い方をすれば考え次第というようなことになるので、その規定のみで求められているからといって、こちら側が個人情報を保護する立場にある者として、その適切性を判断するということに関しては、より慎重に判断していかないと、何でも提供しなければいけないというような話になってしまうので、その意味で、事後報告になりますが、こういう形で毎回報告を受けていると思うんです。

そう考えますと、前回通り、少しこだわり過ぎなのかもしれませんが、提供の理由について、少しその必要性を慎重に検討するようにお願いしたいというようなことを申し上げておる趣旨の観点からすると、ちょっと現在の同一類型の考え方というものが、若干広過ぎるのではないかなという懸念があるところなんです。

【原田会長】 ありがとうございます。よろしいですか。

【中川委員】 はい。

【原田会長】 確かにご指摘のとおり、197条2項の規定と登録業務と提出先で、同一類型と見て年度末までとするのは、刑事事件の場合には個別具体的な事案ごとに、その提供の必要性等は判断

する必要が出てくるかとは思いますが。そういう意味では、中川委員ご指摘のとおり、包括的にその期間、年度末にするということについては議論も必要があるのかなと私も思ったところです。確かに私も当時、この期間の定め方についての議論には参加してははずですけれども、現時点でどういう議論があった、どこまで深く議論したかということも含めて、一度整理したほうがいいかもしれないですね。特に今、ご指摘のあった刑訴法197条2項のことについては。そこはいかがでしょうか、事務局として。

【事務局】 そうですね、また議論いただければと考えています。

【原田会長】 現実問題として、同種事案が、この年度末までに生じるかどうかというのは、提供先の規模にもよって、今回限りのものもあれば、またあるかもしれない、それは分らないですよ。

【事務局】 そうですね、あとは多分、課によって偏りがあるかと思ひまして、多いところ、おそらく市民課とかになるかと思ひます。

【事務局】 後で、資料9で報告になると思うのですが、市民課の関係ですと1年度で608件ありますので、資料9の3ページ目、ナンバー45になりますが、608件ございますので、全てについて毎回届出を出すというのも煩雑になってしまう可能性は。

【原田会長】 そういう議論がされたはずですね。

【事務局】 もともと同一類型については、既に届出をしていた業務については、過去の、以前の年度であっても、特に縛りはなく、既に届出をした業務について、目的外利用等をするときは届出が要らないという規定だったんですけれども、それですと、かなり以前に1回届出をしていることで、届出をしない運用になってしまっている業務とかもありました。その一方で、同じ年度でも毎回毎回、届出を出しているという業務もあつたりしまして、その辺は逆に煩雑であるということもありまして、数年前に、同一年度中に同一類型については、必ず1回届出を出してもらうという運用にさせていただきたいということで、審議会のご意見をいただいて、そういった形に変更したという経緯がございます。

【原田会長】 確かに個別具体的なものごとに数百件ここで報告いただくということも、あまり現実的ではないのかなというところですね。

【中川委員】 そうなりますと、やはり同一類型の考え方について、少し考えていただく必要はあるかと思うのですが、ある程度広く取って、事務の煩雑さをなくしていただくことも必要だと思いますので、やはり一つ一つの事案については、ただ、この608件という数字は、逆に言えば、警察から捜査目的で提供を求められれば、次々と情報を出しているというようなことでもありますので、その意味で、本当にこの取扱いが適切なのかどうかの検討をいただくべきなのかなと思ひます。その意味で、一つ一つの事案について、やはり市民の個人情報で、しかも犯罪捜査という非常に微妙な領域ですので、その必要性について、一件一件、慎重に検討していただくという運用を定着させていただいて、届出等の業務に関しては、必要な範囲というのを絞って考えていくという形を、少し、何らか工夫していただく余地があるのかなと思ひます。その意味で、全て届出をせよということは求めませんが、何か運用の仕方について慎重を期するような工夫等を少し考えていただきたいと思います。

【原田会長】 では事務局のほうで、中川委員からの今日のご指摘を踏まえて、検討いただくということで引き続きお願いしたいと思います。

【事務局】 はい、承知いたしました。

【原田会長】 ほかによろしいでしょうか。

では続いて次第の（８）番の報告をお願いします。

【事務局】 それでは、「令和元年度情報公開制度の運用状況の報告について」でございます。資料はナンバー７になります。令和元年度の情報公開請求は、請求件数といたしましては５２件ございました。過去３年度間の平均が４９件でございますので、大きな変化はなかったかなと思っております。それから全部非開示が５件ございました。非開示理由といたしましては、個人情報に該当するものが１件、それから法人等情報に該当するものが４件となっております。詳細につきましては、資料の３枚目以降、こちらに開示請求決定内容の一覧を提示してございますので、ご参照いただければと思います。

それから２枚目は、担当課別の請求受付件数となっております。こちらにつきましては、例年変動はございますけれども、全体として大きな偏り等は見られなかったという状況でございます。簡単ですが、以上でございます。

【原田会長】 今のご報告に、何かご質問ございますでしょうか。なければ次第の（９）番の報告をお願いします。

【事務局】 続きまして、「令和元年度個人情報保護制度の運用状況の報告について」でございます。請求の種類といたしましては、開示請求、それから訂正請求、削除請求、利用等中止請求といった種類がございますが、令和元年度につきましては、全て開示請求でございました。請求の件数は４１件でございます。過去３年度間の平均が約３１件でございますので、年々増加傾向にあるかと存じます。全部非開示となったものはございませんでした。それから不服申立てもございませんでした。

２ページ目は担当課別の請求受付件数となっております。担当課といたしましては、市民課と、それから高齢者市民課で半数以上を占めてございます。詳細につきましては、３枚目以降に請求、決定内容一覧を添付してございますのをご参照いただければと思います。簡単でございますが、以上でございます。

【原田会長】 今のご報告にご質問はございますでしょうか。

では続いて次第（１０）番の報告をお願いします。

【事務局】 それでは、「令和元年度同一類型の目的外利用等の件数等の報告について」、ご報告申し上げます。資料９をご覧くださいと思います。こちらは国立市個人情報保護条例施行規則第６条第３項の規定に基づきまして、同一類型の目的外利用等で、届出を省略するものについて、年度ごとに初回のみ届出をいたしまして、年度終了後に一括してご報告させていただくものでございます。

まず、表のご説明をさせていただきますが、一番右側の「件数」のところ、アスタリスクとなっているものがございます。こちらにつきましては、随時閲覧等による利用でございまして、ログの解析等を事後的に行わないと件数の把握ができないものを示してございます。その隣の、「左記以外の提供先」というところ、こちらで、「有」となっているものにつきましては、初回の届出の提供先と異なる提供先がある場合を示しております。例えば、３ページの下の方、ナンバー４６でございますが、こちらにつきましては年間１０１件の外部提供がございましたが、提供先といたしましては、ここに記載されております立川税務署長のほか、他の税務署長への提供があったということを示しております。

外部提供で特に件数の多いものにつきましては、ちょうど今のところの上、先ほど少しご説明させていただきましたが、ナンバー４５、市民課の戸籍業務、住民基本台帳業務で、刑事訴訟法１９７条２項の規定に基づきまして、各警察署へ提供したものが、年間６０８件ということで、最も多くな

っております。昨年度、平成30年度は620件でございましたので、若干減ってはいますが、おおむね昨年度並みとなっております。

そのほかには、4ページのナンバー57、それからナンバー63、いずれも収納課の滞納整理業務でございまして、地方税法第20条の11の規定に基づきまして、各市町村、それから都道府県に外部提供しているものでございます。簡単ではございますが、以上、ご報告申し上げます。

【原田会長】 ありがとうございます。今のご報告にご質問ございますでしょうか。

【石居委員】 すみません、細かいことを1つだけ。今、最後にご報告いただいた476件の滞納整理ですが、左記以外の提供先が特にないということは、この476は全て新潟県糸魚川ということですか。

【事務局】 申し訳ございません。これは有となります。

【石居委員】 ありがとうございます。

【原田会長】 ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

最後、次第(11)番、「その他」とありますが、事務局から何かありますでしょうか。

では、以上で本日の審議会を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

— 了 —